

第 1 章 物品調達競争入札参加資格申請について

令和 3 年 2 月から令和 3 年 7 月までの間において、和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という）に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、この申請要領をよく読んで、競争入札資格審査申請を行ってください。

この資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登載されると、和歌山県の各調達機関における物品の購入等に係る一般競争入札等に参加する資格を有することとなります。

なお、競争入札参加資格審査に際し、故意に虚偽の事項を含む申請をしたときは、入札に参加する資格を取り消します。

また、一般競争入札対象随時受付分については、その都度入札公告により定める期間において、審査を行い、別途入札参加資格の有効期間を決定します。

1 対象とする契約の種類

別表 2（P48～51）の営業種目に係る物品等（自動車修理、印刷・製本、写真・図面製作、清掃用品取り替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

※「建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計並びにこれらに関連する業務」及び「役務の提供等の契約」に係るものは、この競争入札参加資格審査申請の対象ではありません。別途申請をお願いします。

2 申請に必要な条件

次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができません。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては法人税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村税）に係る徴収金を完納していること。
- (7) 申請日現在において、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について 1 年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

- (8) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3項に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクの内いずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

3 受付期間及び提出先について

【受付期間】

- (1) 令和2年11月1日（日）から令和2年11月30日（月）までの消印有効電子申請については、午前9時から午後8時まで
- (2) 一般競争入札対象随時受付分
その都度入札公告により定める期間内
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

【提出先】

総務事務集中課

※和歌山県物品電子調達システム（以下「電子システム」という。）を利用して、電子申請した場合も、出力した申請確認書及び添付書類等を総務事務集中課へ提出（郵送）してください。

なお、申請書類を郵送するとともに、「役員等に関する調書（別記第6様式）」は、書面での郵送に併せ、電子データ（Excel）をメールにて総務事務集中課あて送付してください。

※メールでの送付が困難な場合は、書面での提出のみで可。

（送付先メールアドレス） buppin120200@pref.wakayama.lg.jp

※本社と支店等とが重複して申請することがないように併せてご注意ください。

4 資格審査申請書の受理

申請に際して必要となる申請書類のうち、一つでも不足があれば、審査できませんので、十分確認の上提出してください。

(1) 電子申請の場合

電子システムで資格審査申請入力を終えた際に、その旨のメールを申請者に送付します。ただし、出力した申請確認書及び添付書類等を必ず提出（郵送）してください。（必要書類が揃っているか必ずチェックしてください。）

申請確認書及び添付書類等の提出がない場合には、審査できませんので、ご注意ください。

(2) 用紙申請の場合

「物品調達競争入札参加資格審査申請書」（別記第1号様式及び第1号様式の2）で必要書類が揃っているか必ずチェックして添付書類等を提出（郵送）してください。

申請書及び添付書類等の提出がない場合には、審査できませんので、ご注意ください。

5 審査結果の通知

審査の結果は、令和3年1月下旬頃（予定）に物品調達競争入札参加資格審査結果通知書（別記第7号様式）により文書で通知します。

※通知は、申請者（代理人を選任する場合は代理人）宛に通知します。

※通知がなかった場合は、総務事務集中課までお問い合わせください。

※審査結果通知書は、その後の入札及び次回更新時において必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

※資格審査の結果、和歌山県が発注する物品の購入等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されても、契約の種類によっては資格有効期間中全く入札がないこともあります。

また、競争入札参加資格があるからといって自動的に、あるいは直ちに県から発注があるという制度ではありませんので、御留意ください。

併せて、県内業者優先のため、県内に本店又は支店等を持たない事業者については、入札の機会が少なくなりますので申し添えます。

6 資格の有効期間

今回の申請により取得した資格の有効期間は、令和3年2月1日から令和3年7月31日までです。

一般競争入札対象随時受付分については、別途入札参加資格の有効期間を決定します。

7 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すことがあります。その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する資格者についても同様とします。

(1) 「2 申請に必要な条件」の各項目（（7）を除く。）のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 資格審査において、故意に虚偽の事項を含む申請をしたとき。

- (3) 当該競争入札参加資格に係るすべての営業種目を廃止したとき。
- (4) 資格者が資格の抹消を申し出たとき。
- (5) 経済的信用又は社会的信用を著しく欠くと認められたとき。

8 資格の停止

別に定める要件に該当することとなった場合は、入札参加資格を一定の期間停止します。また、ホームページで資格停止期間等を公表します。

9 届出事項に変更があった場合

資格審査申請後に申請事項に変更があった場合及び営業を休止し、又は廃止したときは、速やかに、電子システム又は物品調達競争入札参加資格審査申請事項変更届（別記第8号様式）により、その旨を届けてください。（電子申請の場合はP.31参照、用紙申請の場合はP.46参照）